

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町ごみ処理の広域化に
関する基本合意書

前橋市、桐生市、伊勢崎市、みどり市及び玉村町（以下「4市1町」という。）
は、ごみ処理の広域化に関する事項について、下記のとおり合意する。

記

- 1 ごみ処理の広域化推進の枠組み
ごみ処理の広域化を推進する枠組みは、4市1町とする。
- 2 ごみ処理施設の建設候補地
ごみ処理施設の建設候補地は、4市1町の協議による決定を目指すものとする。
- 3 広域化に向けた施設整備協議会の設置
4市1町による広域化に向けた施設整備協議会を、令和7年度中に設置する。
なお、事務局は前橋市環境部内に置く。
- 4 その他
本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、4市1町
で協議の上、決定するものとする。

この基本合意の証として、本書5通を作成し、4市1町において署名押印の上、
各自その1通を保有する。

令和8年2月4日

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

小川 あきら



桐生市織姫町1番1号

桐生市

桐生市長

荒木 恵司

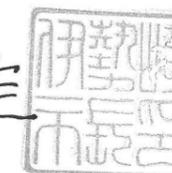


伊勢崎市今泉町二丁目410番地

伊勢崎市

伊勢崎市長

臂 泰雄



みどり市笠懸町鹿2952番地

みどり市

みどり市長

須藤 昭男



佐波郡玉村町大字下新田201番地

玉村町

玉村町長

石川 眞男

